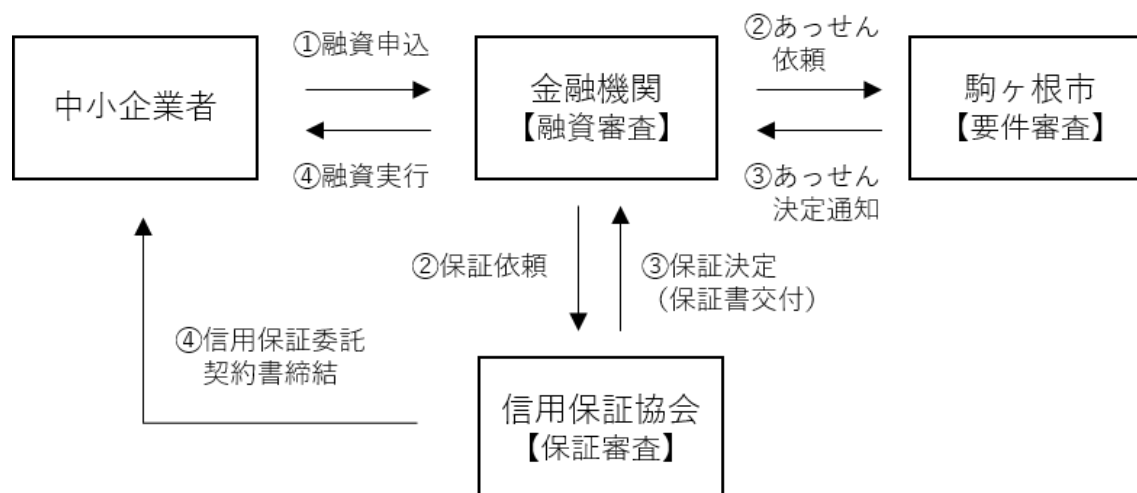


# 駒ヶ根市中小企業融資制度の申請手続きフロー (令和6年4月～)

## 1. 変更後の申請手続きフロー



## 2. 流れ

### ① 融資申込

- ・中小企業者は、駒ヶ根市中小企業振興資金融資あっせん申込書（資料4）と信用保証委託申込書に、必要書類を添えて、金融機関へ提出する。

### ② あっせん依頼・保証依頼

- ・金融機関は、中小企業者から提出のあった必要書類一式を、駒ヶ根市（商工観光課）へ提出する（信用保証委託申込書は写し）。
- ・金融機関は、駒ヶ根市のあっせん受付を確認したのち、信用保証依頼書と、駒ヶ根市へ提出したのと同じ書類一式を、信用保証協会へ提出する。

### ③ あっせん決定・保証決定

- ・駒ヶ根市はあっせん決定後、あっせん決定通知を金融機関へ交付する。
- ・信用保証協会は、保証決定後、信用保証書を金融機関へ交付する。

### ④ 融資実行

- ・金融機関は、あっせん決定通知と信用保証書の内容が一致していることを確認のうえ、融資を実行する。信用保証書に「融資あっせんを要する制度資金は、あっせん決定確認のうえ実行すること」という保証条件を表示する。